

審議（会議）結果

審議会等名称 令和元年度第6回 神奈川県建築審査会

開催日時 令和2年1月24日（金）9:00～10:30

開催場所 県庁新庁舎12階 大会議室

出席委員 （会長）伊香賀俊治、
野澤康、山口貴裕、畠宏好

次回開催予定日 令和2年5月頃

所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 根本

掲載形式 議事概要

議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため

審議（会議）経過

1 建築基準法等に基づく個別同意案件について＜公開＞

建築基準法第43条関係7件及び同第44条関係1件が付議され、すべて同意された。

（1）第6-1号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

＜発言要旨＞

（委員）現況で石積みの擁壁のようなものが見えるが、配置図を見ると、図面上はほとんど高低差がない。道のマンホールが+10ミリメートルで、敷地が+300ミリメートルということになっているが、高低差は実際にはほとんどないという理解でよいのか。

（横須賀土木）高低差は、道路面とは300ミリメートルほどの高低差しかない。正面から見ると擁壁のように見えるが、土盛りのような形で、すぐ後ろに下がると平らな敷地になっている。

（2）第6-2号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

＜発言要旨＞

（委員）私道の基準法外の道があるが、図面に新設の縁石とあるので、現況より少しセットバックさせるのかと思うが、この道の部分と、セットバックする部分の土地の所有者は同一なのか。

（横須賀土木）はい。同一の所有者である。

（委員）その方の同意は得られているのか。

(横須賀土木) はい。得ている。

(委員) 敷地の北側の擁壁の高さがこの部分で+3.8メートルとあるが、安全性は大丈夫なのか。

(横須賀土木) こちらは急傾斜地崩壊危険区域に入っており、そのための対策工事を県土木事務所で行った擁壁である。

(3) 第6-3号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 以前も審査会に諮ったとのことだが、どんな議論があったのか。

(平塚土木) 平成31年度の最初の審査会に諮った。今回、用途は同じだが、申請者、配置計画、間取りが変わったため、改めて付議するものである。当時、後退部分を伊勢原市に移管しなければならないのかという質問に対して、市への移管を義務付けた基準はないと回答している。

(4) 第6-4号(寺院(観音堂))

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(5) 第6-5号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁厚木土木事務所東部センターによる提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 私道所有者6名は、周辺地図の6軒の建物の方々なのか。

(東部センター) この私道の両側に建ち並んでいる6軒の方々の土地である

(委員) 所有形態は共有か、それとも分筆されているのか。

(東部センター) 分筆されておらず、共有である。

(委員) 幅員がほとんど4メートルあるようになっているが、例えば建築基準法第42条第1項第5号の指定道路にするときに、どういうところが基準に合わないのか。

(東部センター) 幅員4メートルに、わずかだが2センチ弱欠けている部分があり、また、基準法上の道路との取付部分には所定の隅切りが必要になるが、それが確保できないため、指定道路とする基準に適合していない。

(6) 第6-6号(店舗併用住宅)

建築指導課から、処分庁厚木土木事務所東部センターによる提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 私道所有者1名はどのような方なのか。

(東部センター) 昭和50年代に駅周辺を開発許可で整備したときに、開発許可の区域外ではあるが、海老名市からの2メートル幅の歩道を確保していただきたいという要望によりこの歩道状空地を整備した経緯があり、その事業主が現在も持ち続けているものである。

(7) 第6-7号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁県西土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 西側の敷地境界線のところの写真ではよくわからないが、既存間知石積擁壁で間違いないのか。

(県西土木) はい。

(8) 第6-8号(バス停の上屋)

建築指導課から、処分庁厚木土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

2 建築基準法等に基づく包括同意案件について<公開>

建築指導課から、建築基準法第43条関係3件について報告した。

3 建築基準法第3条第1項第3号に基づく指定について<非公開>

所管行政庁から、標記について概要説明が行われ、審議がなされた。

4 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。